

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 土地区画整理組合の事業計画の変更認可……………一
- ……………(都市整備局市街地整備部区画整理課)……………一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定 (五件)……………二
- ……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除 (二件)……………四
- ……………(同)……………六
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………八
- ……………(同)……………八
- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃止……………九
- ……………(福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課)……………九
- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定……………一〇
- ……………(同)……………一〇

### 公告

- 東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出……………三
- ……………(環境局総務部環境政策課)……………三

## 告示

● 東京都告示第千六百十七号  
土地区画整理法 (昭和二十九年法律第百十九号) 第三十

九条第一項の規定に基づき東村山市廻田町一丁目土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 組合の名称  
東村山市廻田町一丁目土地区画整理組合
- 二 事業施行期間  
平成二十八年一月十八日から平成三十年三月三十一日まで
- 三 施行地区  
東村山市廻田町一丁目の一部
- 四 事務所の所在地  
東村山市本町一丁目十六番地五
- 五 設立認可の年月日  
平成二十八年一月十八日
- 六 変更認可の年月日  
平成二十九年十月二十七日

● 東京都告示第千六百十八号

土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

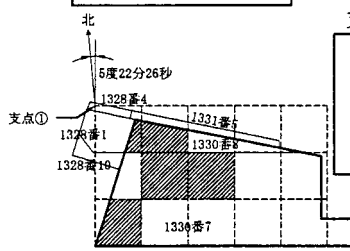
平成二十九年十月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

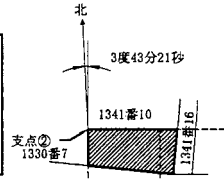
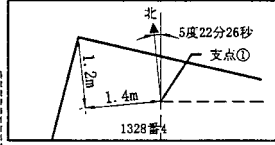
- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (足立区本木一丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。) 第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図

足立区梅田四丁目



支点拡大図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境
- 調査対象地
- ▨ 形質変更時要届出区域  
(平成29年東京都告示第821号で指定した区域)
- ▤ 形質変更時要届出区域  
(この告示で指定する区域)

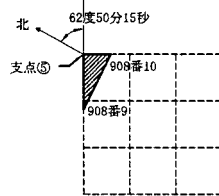
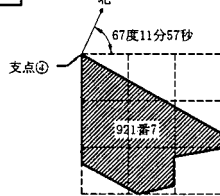
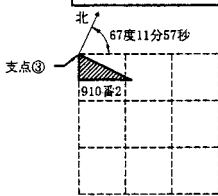
【支点】

- 支点①は、足立区梅田四丁目1328番4の最北端から南に1.2m、東に1.4m移動した点とする。
- 支点②は、足立区梅田四丁目1341番10の最北端とする。
- 支点③は、足立区関原一丁目910番2の最北端とする。
- 支点④は、足立区関原一丁目921番7の最北端とする。
- 支点⑤は、足立区関原一丁目908番10の最北端とする。
- 支点⑥は、足立区関原一丁目853番5の最北端とする。
- 支点⑦は、足立区本木一丁目772番12の最北端とする。

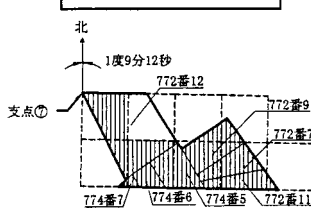
【格子の回転角度】

- 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。
- 支点① 5度22分26秒
  - 支点② 3度43分21秒
  - 支点③ 67度11分57秒
  - 支点④ 67度11分57秒
  - 支点⑤ 62度50分15秒
  - 支点⑥ 63度12分00秒
  - 支点⑦ 1度9分12秒

足立区関原一丁目



足立区本木一丁目



●東京都告示第千六百十九号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十月二十七日

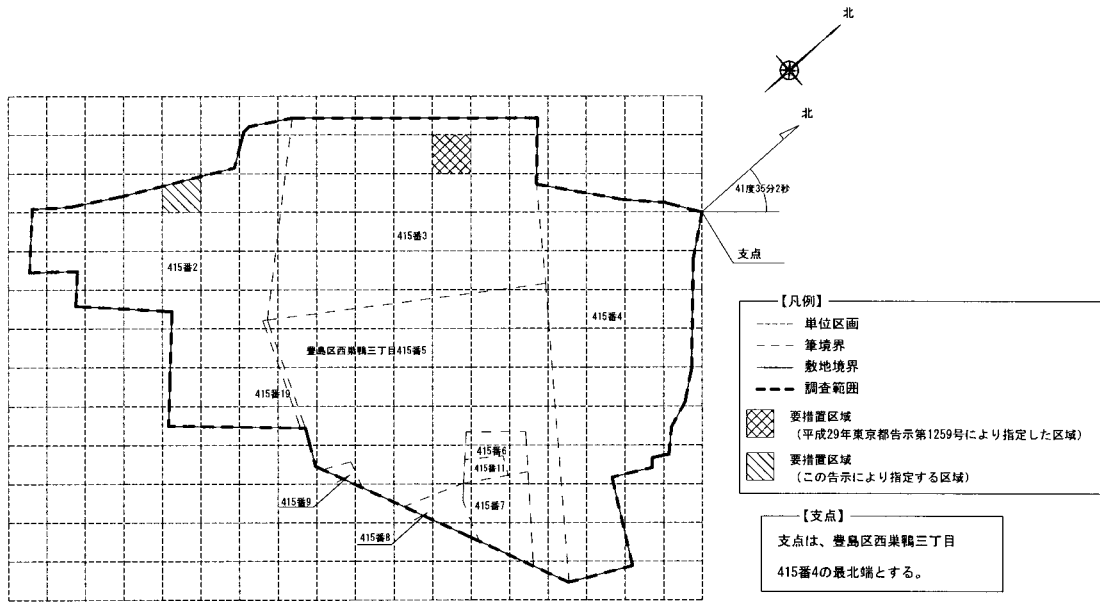
東京都知事 小池百合子

一 要措置区域 別図のとおり(豊島区西巢鴨三丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

別図



【格子の回転角度(41度35分2秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千六百二十号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

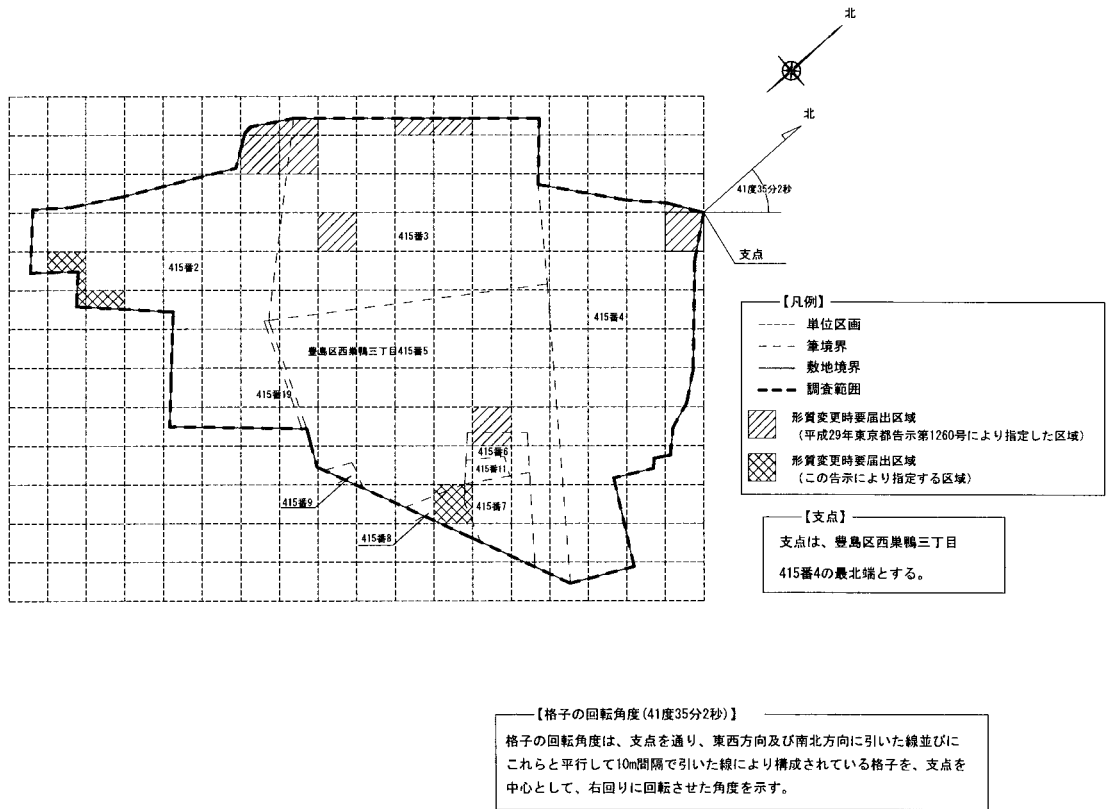
平成二十九年十月二十七日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(豊島区西巣鴨三丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第千六百二十一号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十月二十七日

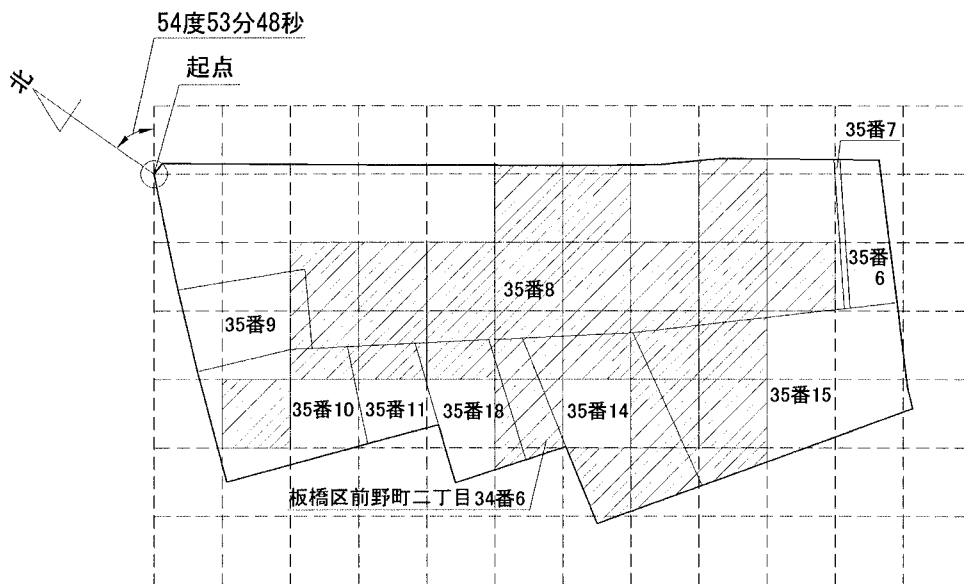
東京都知事 小池百合子

一 要措置区域 別図のとおり(板橋区前野町二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類、六価クロム化合物、クロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレン

三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定及び原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

別図



凡例

- 単区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 要措置区域

起点

起点は、板橋区前野町二丁目35番8の最北端とする。

格子の回転角度 (54度53分48秒)

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千六百二十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

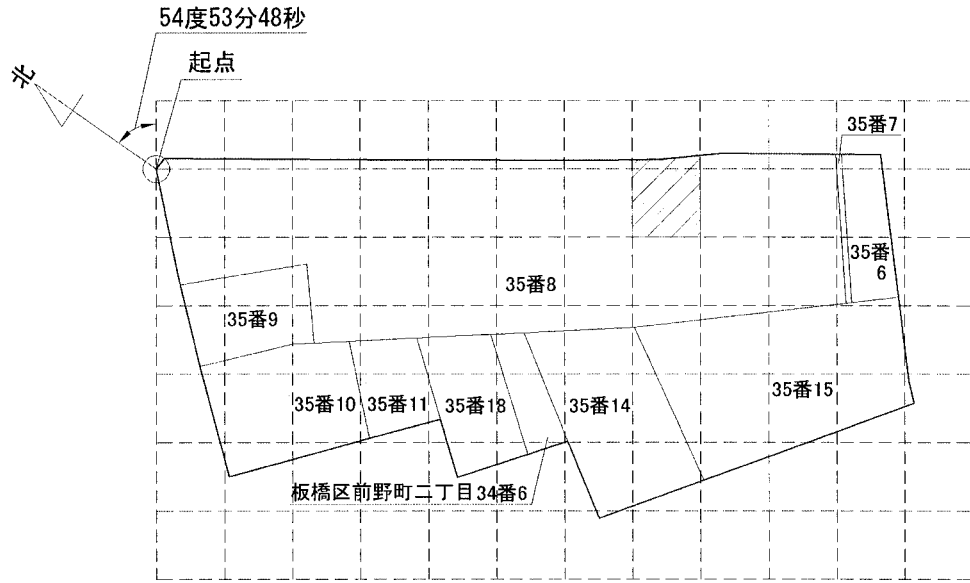
平成二十九年十月二十七日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（板橋区前野町二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



凡例

- 単区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

起点

起点は、板橋区前野町二丁目35番8の最北端とする。

格子の回転角度 (54度53分48秒)

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千六百二十三号

土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第六条第四項の規定により、平成二十八年東京都告示第千四百四十八号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

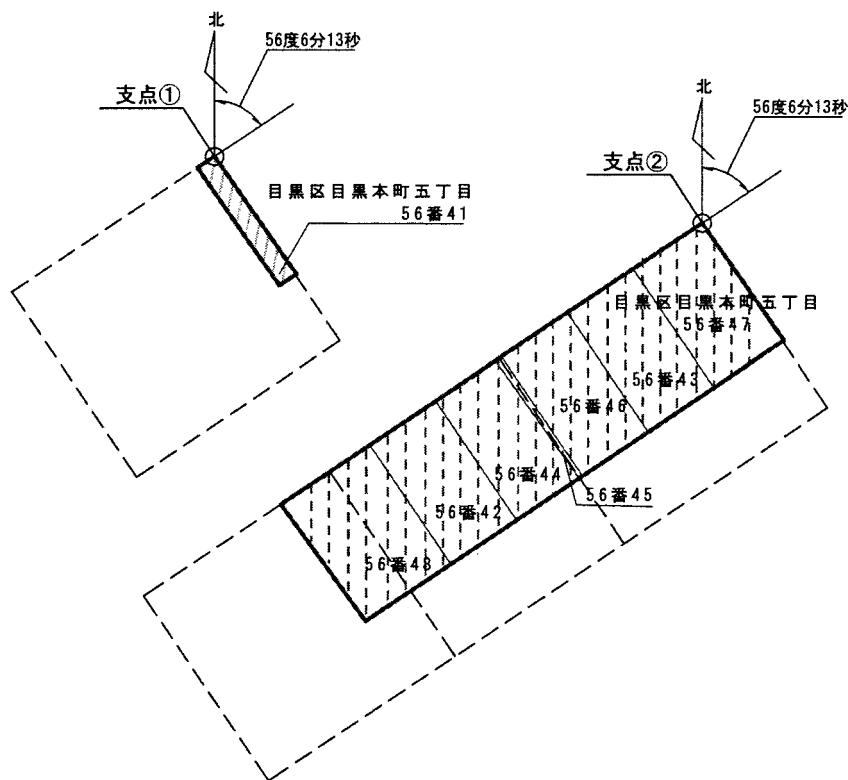
一 指定を解除する区域 別図のとおり (目黒区目黒本町五丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。) 第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物、セレン及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



- 【凡例】
- 単位区画
  - 筆境界
  - 敷地境界
  - ▨ 要措置区域(平成28年東京都告示第1448号により指定した区域)
  - ▩ 指定を解除する区域

【格子の回転角度】

①	56度6分13秒
②	56度6分13秒

【支点】

①	支点①は、目黒区目黒本町五丁目56番41の最北端とする。
②	支点②は、目黒区目黒本町五丁目56番47の最北端とする。

※格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千六百二十四号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第九百六号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十月二十七日

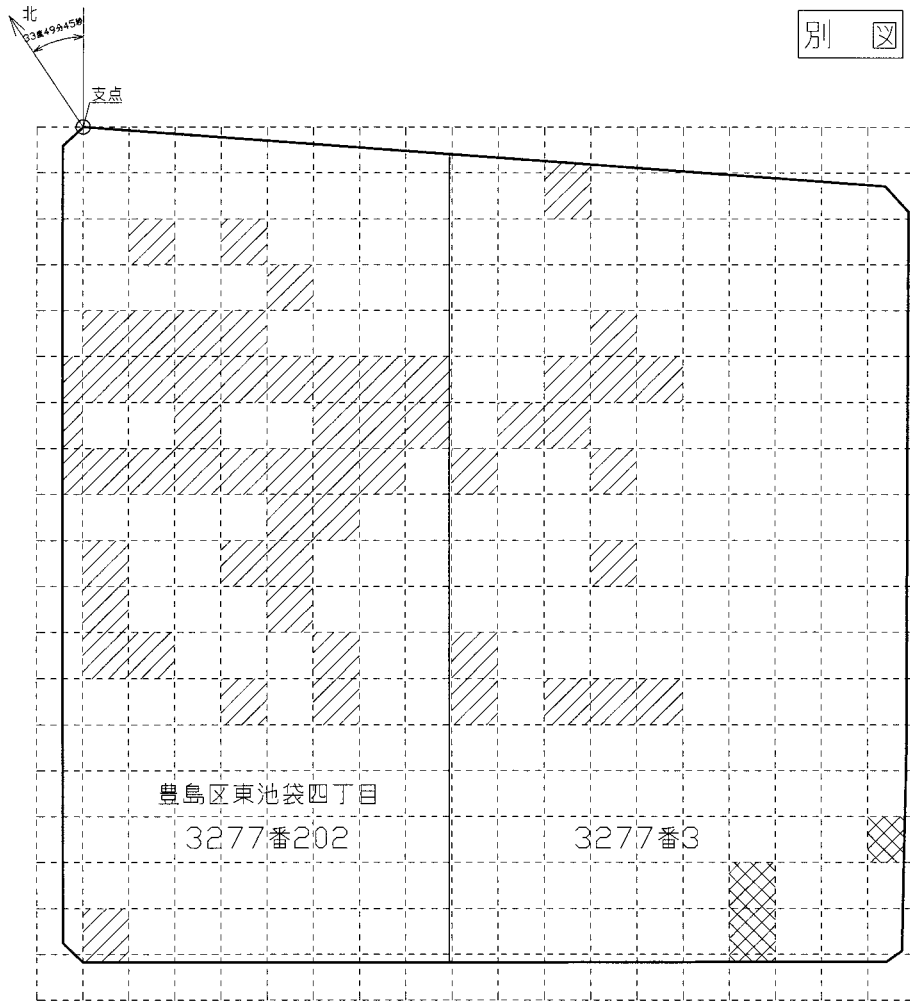
東京都知事 小池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(豊島区東池袋四丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去



別 図

【凡 例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ⊗ 指定を解除する区域
- ▨ 形質変更特要届出区域  
(平成29年東京都告示第906号  
により指定した区域)

【支点】

支点は、豊島区東池袋四丁目3277番202の最北端とする。

【格子の回転角度(33度49分45秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千六百二十五号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第千七百十四号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

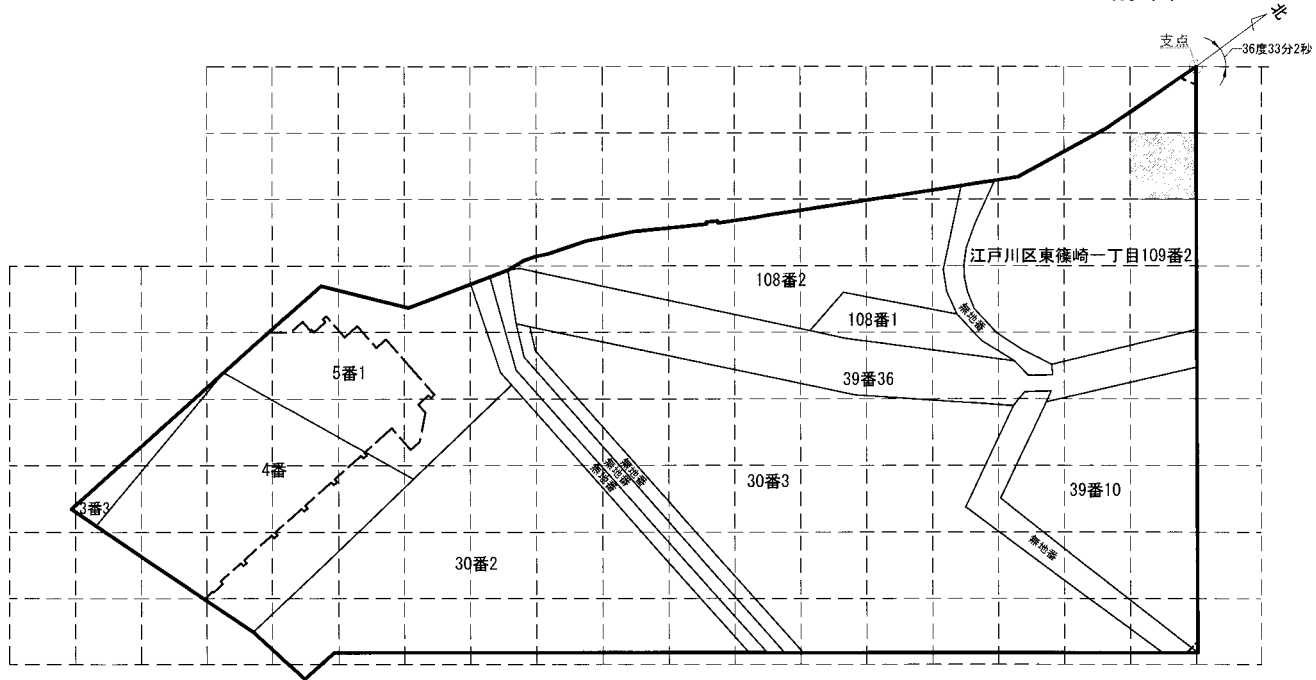
平成二十九年十月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(江戸川区東篠崎一丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去



別図



凡例

- 指定を解除する区域
- 単位区画境界線
- 筆境界線
- 調査対象地
- 敷地境界線

〈支点〉  
 支点は、江戸川区東篠崎一丁目109番2の最北端とする。

〈格子の回転角度:36度33分2秒〉  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千六百二十六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の十九第二項の規定に基づく届出があったので、法第二十一条の五の二十四及び指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第二百二十二号）第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年十月二十七日

東京都知事 小池 百合子

指定障害児通所支援事業者

サービスの種類 児童発達支援(児童発達支援センターでないもの)

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社SKY	みなそら矢口園	大田区東矢口3-30-12 祥命ビル2階	平成29年4月1日
特定非営利活動法人つみき	デイサービスつみき第2	北区王子本町1-19-1	平成29年5月31日

サービスの種類 放課後等デイサービス

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人つみき	デイサービスつみき第1	北区上十条1-19-6	平成29年5月31日
特定非営利活動法人つみき	デイサービスつみき第2	北区王子本町1-19-1	同日
特定非営利活動法人つみき	デイサービスつみき第3	北区王子4-24-12-301	同日
特定非営利活動法人つみき	デイサービスつみき第4	北区浮間4-5-5-101	同日
特定非営利活動法人つみき	デイサービスつみき第5	北区豊島1-17-4-100	同日

●東京都告示第千六百二十七号

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定したので、法第二十一条の五の二十四及び指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第百二十二号)第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年十月二十七日

東京都知事 小池 百合子

指定障害児通所支援事業者

サービスの種類 児童発達支援(児童発達支援センターでないもの)

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社リボン	児童発達支援・放課後等デイサービス Smile Seed	新宿区高田馬場1-5-8 YSビル1階	平成29年4月1日
株式会社オーカ	リエゾン門前仲町	江東区門前仲町1-9-5 門前仲町1丁目ビル2階	同日
ルシッド・ドリーム株式会社	ぶつく旗の台教室	品川区旗の台5-15-15 コープ野村旗の台201-A	同日
社会福祉法人むそう	ほわわ品川	品川区東品川3-27-25 オフィス・イン品川2階	同日
株式会社スター・フィールド	こどもプラスほしのこジュニア	大田区池上3-39-12 常盤ビル2階	同日
株式会社スマイル・キッズ	発達支援教室スマイル久が原プラス	大田区南久が原2-12-14 三立ビル1階	同日
特定非営利活動法人子どもと歩む・るみえーる	ふるーれプラス	練馬区石神井台3-24-35	同日
株式会社ゆうゆうらいふ	ゆうゆうらいふアカデミー百新井	足立区関原1-19-6 メゾンセンチュリー202	同日
社会福祉法人あかねの会	発達支援室あかねっこ 北千住教室 サポートワン	足立区千住旭町7-25	同日
特定非営利活動法人葉恵ねっと	葉恵こーこ	足立区西新井栄町2-12-1 1階	同日
株式会社ファーストシーンレジデンシャル	ファーストドリーム南篠崎	江戸川区南篠崎町2-9-2	同日
株式会社児島教育研究所	にっこり相談室	江戸川区東小岩3-17-19 1階	同日
特定非営利活動法人EPO	ここね 江戸川	江戸川区松島2-18-16 関口YKビル1階	同日
合同会社はすの実	おもちゃ箱キッズ南まちだ園	町田市南町田5-4-1 フォレンジー1-B	同日
一般財団法人多摩緑成会	賢育園通所センター	小平市小川西町2-35-1	同日
特定非営利活動法人アビュイ	発達相談支援センター CORONOAH	多摩市落合3-17-1 105号	同日
合同会社ライフイズ	こどもデイサービス ラフ	多摩市赤山2-14-6 アドラブルーK 店舗B	同日
株式会社アスリード	運動発達支援スタジオUNIMON中村橋	練馬区費井1-2-1 中村橋ザンパレス111	平成29年5月1日
社会福祉法人どろんこ会	発達支援つむぎ 北千住ルーム	足立区日ノ出町41-14	同日
社会福祉法人むそう	ほわわ立川	立川市空町1-11-3	同日
一般社団法人発達支援センターLeap	発達支援センターLeap国立	国立市北2-13-48 ワコーレ国立102	同日
一般社団法人恒伸会	運動療育・学びの場 こもれび聖蹟桜ヶ丘教室	日野市落川1136-2 アーバンシティ宝蔵橋 2階	同日
社会福祉法人どろんこ会	発達支援つむぎ 調布ルーム	調布市上石原1-39-1 Soshite2階	同日
株式会社ディー・ホワイト	パレットルーム羽村教室	羽村市五ノ神4-1-8 日芳ビル2階	同日

特定非営利活動法人フローレンス	障害児保育園ヘレン東雲	江東区東雲2-1-22 キャッスルビル東雲1階	平成29年6月1日
アース・キッズ株式会社	スタジオオソロ品川戸越	品川区東中延1-3-11	同日
株式会社LEA	キッズアイランドワイキキ	品川区二葉4-4-19	同日
学校法人明晴学園	明晴プレスクールめだか	品川区八潮5-2-1	同日
株式会社めるへんキッズ	めるへんキッズ大森園	品川区南大井6-16-1 サンハイツ大森101号室	同日
合同会社コールドコール	リトルコールケア 2nd	大田区南雪谷4-7-13ホークバース南雪谷101号室	同日
社会福祉法人つみき	つみき第2	北区王子本町1-19-1	同日
株式会社ラジオン	ナーシングデイ山の上	日野市豊田2-47-1 ルネッサンスコート・とよだ1階	同日

サービスの種類 放課後等デイサービス

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社LITALICO	LITALICOジュニアお茶の木教室	千代田区外神田2-2-18 東信御茶の水ビル2階	平成29年4月1日
株式会社リボン	児童発達支援・放課後等デイサービス Smile Seed	新宿区高田馬場1-5-8 YSビル1階	同日
株式会社ケア21	あったかいデイ 東向島	墨田区東向島5-7-12 若草ビル12店舗 1階	同日
ママズ株式会社	このこのリフ・亀戸第2	江東区亀戸4-11-9 AHAVAビル2階	同日
特定非営利活動法人じゃんぶ	ゆめクラブ2	大田区下丸子1-19-23 CSソレイユ1階	同日
Connect株式会社	このこのリフ大森山王	大田区山王1-31-2 石ビル2階	同日
株式会社スター・フィールド	こどもプラスほしのこジュニア	大田区池上3-39-12 常盤ビル2階	同日
株式会社スマイル・キッズ	発達支援教室スマイル久が原プラス	大田区南久が原2-12-14 三立ビル1階	同日
大進実業株式会社	Catch and Smile	中野区江古田4-7-3 金子ビル2階	同日
特定非営利活動法人子どもと歩む・るみえーる	ふるーれプラス	練馬区石神井台3-24-35	同日
株式会社ゆうゆうらいふ	ゆうゆうらいふアカデミー百新井	足立区関原1-19-6 メゾンセンチュリー202	同日
社会福祉法人あかねの会	発達支援室あかねっこ 北千住教室 サポートワン	足立区千住旭町7-25	同日
株式会社ファーストシーンレジデンシャル	ファーストドリーム南篠崎	江戸川区南篠崎町2-9-2	同日
パイオマス・ジャパン株式会社	ハッピーテラス東葛西教室	江戸川区東葛西5-13-13 フローラル東葛西II 203号	同日
一般社団法人チャイルドライフ	通所支援ベルテール八王子第二南大沢園	八王子市南大沢2-13-4 田中ビル201号室	同日
特定非営利活動法人ワークスコープ	福祉の杜とくら地域福祉事業所すてっぷ	国分寺市富士本1-25-29	同日

社会福祉法人ボワ・すみれ福祉会	ボワ・エール	町田市下小山田町3267-2	同日
株式会社ファンタジー	放課後等デイサービス ふあんふあん	府中市天神町2-1-7 ベルテ堀江101号室	同日
特定非営利活動法人百々の木	リボン 第2教室	府中市美好町3-51-11 1階	同日
株式会社 メイクブイ・ホールディングス	Green Apple 調布ヶ丘	調布市調布ヶ丘4-41-2	同日
一般財団法人多摩緑成会	整育園通所センター	小平市小川西町2-35-1	同日
特定非営利活動法人アビュイ	発達相談支援センター CORONOA	多摩市落合3-17-1, 105号	同日
合同会社ライフイズ	こどもデイサービス ラフ	多摩市永山2-14-6 アドラブルズ 店舗B	同日
特定非営利活動法人空の翼	ウイング西東京	西東京市東伏見2-4-10	同日
有限会社塚本商事	ハッピーテラス下駄木教室	文京区根津2-37-8東急ドエル・アルス根津102号	平成29年5月1日
アンソレイエ株式会社	はるはうすkids	大田区東六郷2-9-16 阿部ビル1階	同日
株式会社アスリード	運動発達支援スタジオUNIMO中村橋	練馬区真井1-2-1 中村橋サンパレス111	同日
MIRAI株式会社	このこのリ-フ光が丘	練馬区旭町1-41-12	同日
株式会社かがやきの会	おひさま放課後デイサービス	青梅市新町5-24-3	同日
一般社団法人恒伸会	運動療育・学びの場 こもれび聖蹟桜ヶ丘教室	日野市落川1136-2 アーバンシティ宝蔵橋 2階	同日
一般社団法人ヴィフ	放課後デイサービス プティ フォンティーン	府中市本町1-1-22 ブラヴハウス2階	同日
一般社団法人かざぐるみ	放課後等デイサービス あかぐみ	武蔵村山市中央1-25-14 ハウスオブブークC棟101	同日
株式会社ディー・ホワイト	パレットルーム羽村教室	羽村市五ノ神4-1-8 B方ビル2階	同日
アースキッズ株式会社	スタジオモとら品川戸越	品川区東中延1-3-11	平成29年6月1日
株式会社LEA	キッズアイランドワイキキ	品川区二葉4-4-19	同日
株式会社めるへんキッズ	めるへんキッズ大森園	品川区南大井6-16-1 サンハイツ大森101号室	同日
株式会社LITALICO	LITALICOジュニア池袋西口教室	豊島区池袋2-46-3 2階	同日
社会福祉法人つみき	つみき第2	北区王子本町1-19-1	同日
社会福祉法人つみき	つみき第3	北区王子4-24-12-301	同日
社会福祉法人つみき	つみき第4	北区浮間4-5-5-101	同日
社会福祉法人つみき	つみき第5	北区豊島1-17-4-100	同日
社会福祉法人つみき	つみき第1	北区上十条1-19-6	同日
日本福祉研究所株式会社	広伸会 亀有教室	葛飾区亀有2-73-10 Yビル1階	同日

株式会社ロクマル	ジョブサU18立川南口教室	立川市柴崎町2-4-15 ほまれ尾本社ビル201号室	同日
株式会社ラビオン	ナーシングデイ山の上	日野市豊田2-47-1 ルネッサンスコート・とよだ1階	同日

サービスの種類 保育所等訪問支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社児島教育研究所	にっこり相談室	江戸川区東小岩3-17-19 1階	平成29年4月1日
特定非営利活動法人アビュイ	発達相談支援センター CORONOA	多摩市落合3-17-1 105号	同日

公 告

東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出について

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第六十八条第一項の規定に基づき、杉並清掃工場建替事業について、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第二項において準用する同条例第六十六条第二項の規定により公告する。

平成二十九年十月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東京二十三区清掃一部事務組合

管理者 西川 太一郎

千代田区飯田橋三丁目五番一号

二 対象事業の名称

杉並清掃工場建替事業

三 工事着手の年月日

平成二十四年十二月十日

四 工事完了の年月日

平成二十九年九月三十日

五 届出日

平成二十九年十月十一日

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七  
 号(代)

郵便番号  
 113-0001